

# 食品安全委員会農薬専門調査会幹事会

## 第130回会合議事録

1. 日時 平成27年12月16日（水） 14:00～15:25

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

### 3. 議事

(1) 農薬（イソウロン、イソキサチオン、シメコナゾール、スピロテトラマト、ピリオフェノン）の食品健康影響評価について

(2) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

西川座長、納屋座長代理、赤池専門委員、浅野専門委員、上路専門委員、三枝専門委員、永田専門委員、長野専門委員、林専門委員、本間専門委員、松本専門委員、與語専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、関野評価第一課長、高崎評価調整官、堀部課長補佐、横山課長補佐、磯技術参与、海上技術参与、進藤技術参与、濱砂専門官、齋藤係長、賀登係長、小牟田専門職、山原専門職、小田嶋係員、楠井係員

### 5. 配布資料

資料1 イソウロン農薬評価書（案）

資料2 イソキサチオン農薬評価書（案）

資料3 シメコナゾール農薬評価書（案）

資料4 スピロテトラマト農薬評価書（案）

資料5 ピリオフェノン農薬評価書（案）

資料6 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成26年4月農薬専門調査会決定）

資料7 食品安全委員会での審議等の状況

## 6. 議事内容

### ○堀部課長補佐

それでは、定刻でございますので、ただいまから第130回農薬専門調査会幹事会を開催いたします。

先生方におかれましては、年末のお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、農薬専門調査会幹事会に所属する専門委員12名の先生方に御出席いただいております。

食品安全委員会からは、3名の委員が出席の予定でございますが、吉田委員はちょっと遅れて到着する見込みでございます。御了承ください。

それでは、以後の進行を西川先生にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

### ○西川座長

それでは、議事を始めます。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いたします。

最初に事務局より、資料確認をお願いいたします。

### ○堀部課長補佐

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の議事次第、座席表、幹事会の専門委員名簿に続きまして、

資料1は、農薬イソウロンの評価書（案）

資料2は、農薬イソキサチオンの評価書（案）

資料3は、シメコナゾール（第5版）の評価書（案）

資料4は、スピロテトラマト（第3版）評価書（案）

資料5はピリオフェノン（第2版）評価書（案）

でございます。評価書は5種類です。

資料6の論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成26年4月農薬専門調査会決定）を参考につけさせていただいております。

資料7は食品安全委員会での審議等の状況で、1枚の片面のものでございます。

これらの資料でございますが、近日中にホームページに掲載される予定でございます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。何かございましたら、途中でも結構でございます。事務局までお申し付けください。

また、お手元にタブレットを配付しておりますが、各剤の農薬抄録はタブレットの中に収載しております。必要に応じて御覧いただければと思います。

以上です。

### ○西川座長

続きまして、事務局から食品安全委員会における調査審議方法等について、平成15年10月2日食品安全委員会決定に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告を行ってください。

○堀部課長補佐

本日の議事に関します専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告申し上げます。

本日の議事につきまして、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、先ほど座長からございました委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○西川座長

御提出いただいた確認書について、相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、農薬イソウロンの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

資料1に基づき御説明申し上げます。

まず、経緯は資料1の評価書(案)の3ページで、2011年に厚生労働大臣から暫定基準の設定に関しまして、食品健康影響評価について要請がございまして、評価第三部会で御審議いただいたものでございます。

7ページで、このものの構造は24行目の構造のとおりでございます。尿素系の除草剤で光合成における光化学系IIの電子伝達を阻害することにより、除草活性を示すと考えられているものでございます。

まず1.動物体内運命試験でございますが、8ページの19行目から血中濃度推移でございまして、結果につきましては9ページの表2にパラメータの記載がございまして、吸収は比較的早くなっております。

吸収率ですけれども、投与後48時間における吸収率84.8%と算出されております。

11行目から体内分布でございますが、消化管及び腎臓の皮質に比較的高い分布が認められております。

10ページの4行目からは、胎盤通過性についても検討されておまして、胎児の特定の組織に分布、蓄積する傾向は認められなかったと結論されております。

13行目から代謝でございます。11ページに主な代謝物といたしましては、尿、胆汁、血漿でI、F、H、Cがいずれも抱合体を含む形で認められておりますが、これらが見られております。

11ページの7行目から排泄の試験でございます。結果については、表6のとおりですが、主に尿中に排泄されるといった結果でございます。

12ページはラットの2本目の試験がございます。この試験では、主に眼窩内の涙腺などに着目して試験が実施されております。表7のと通りの結果となっておりますが、この眼窩内涙腺ですとか眼窩外涙腺におきまして、 $T_{max}$ 付近では雌のほうが少し雄より高いといった結果も出ております。

13ページの16行目からはイヌとサルとの試験が実施されております。1匹の試験ということで参考資料とはされておりましたが、情報も得られております。

14ページの8行目から2. 植物体内運命試験になります。さとうきびといんげん、小麦、大麦などで試験が実施されております。10%TRRを超える代謝物といたしまして、代謝物B、C、F、Hで、これらはいずれも抱合体を含む形でも認められております。それとI、Mが主な代謝物として認められております。

16ページの8行目からメヒシバとイヌタデの試験です。参考資料とされておりますが、こちらについて御意見をいただいております。25行目からになりますが、上路先生の御意見で9行目の網かけの部分についてですけれども、品種名かという御意見をいただいております。また、與語先生から括弧内は植物の英名ですと御解説いただきました。また、與語先生からですけれども、和名はヤナギタデですが、学名があればもうちょっと正確にわかるというコメントをいただきました。

17ページは抄録の記載を確認しましたところ、学名は*Polygonum longisetum*という記載でございまして、どうも調べたところではイヌタデを示すようでございました。ですので、16ページの9行目の記載はメヒシバとイヌタデでよろしいか御確認いただければと思います。

また、括弧内は単なる英名だったということで、今回、農作物の記載でもないのに、括弧内については削除でいかがかと考えておりますが、御確認いただければと思います。

18ページの11行目にも御追記をいただいております。イソウロンの推定半減期が算出されたものであることを明記いただいたものでございます。

19ページは5. 土壌残留試験で、10行目と表14の土の記載について御修正をいただきました。どうもすみませんでした。

6. 作物残留試験は20ページの6行目からになります。イソウロンと代謝物B、代謝物Iを対象として実施されておまして、全て定量限界という結果でございまして。

毒性は20ページからでございます。まず20ページの表15が7. 一般薬理試験の概要でございまして。マウスですと150 mg/kg体重、ウサギですと50 mg/kg体重の経口投与で、それぞれ正向反射の低下ですとか、自発運動の低下という影響が認められております。

22ページの表16には8. 急性毒性試験の結果がございまして、LD<sub>50</sub>は1,000未満という結果でございまして、ラット、マウスで500 mg/kg前後で死亡例があるという結果となっております。

25ページから反復投与の結果でございまして。主な毒性の影響といたしましては、神経系を含めた全身の臓器及び組織の空胞化ですとか、目の網膜変性と貧血などが認められてお

ります。

25ページの表19の600 mg/kg体重/日投与群ですけれども、雌雄ともに認められた所見のうち、雄で御覧いただければと思うのですが、下から2つ目の所見に眼球虹彩後境界層細胞で核萎縮がございまして、こちらの「核萎縮」のところを西川先生からあまり聞き覚えのない用語なので確認と御指摘いただきまして、原文を確認しましたところ「核濃縮」となっておりました。雌についても同様の所見がございまして、こちらは「核濃縮」という用語にしてもよろしいものかどうか御確認いただければと思います。お願いいたします。

長期の試験は29ページ以降で、まずイヌの試験がございまして、こちらの試験は50 mg/kg体重/日で体重減少ですとか頻脈が認められます。こちらが急性参照用量のエンドポイントと考えられました。

30ページにサルの上1年間の試験がございまして、こちらと同じ50 mg/kgの用量で体重減少と嘔吐が認められておりまして、こちらが急性参照用量のエンドポイントと判断されました。

30ページの13行目から、2年間の併合試験がございまして、こちらがADIの設定根拠とされました。

31ページ、32ページで、このラットの試験で単核細胞性白血病が有意に増加しておりますが、Fischerラットに好発の病変ということで、検体投与の影響とは考えられておりません。結果といたしまして、ラットで発がん性は認められなかったということでございます。

31ページの表31で、松本先生から御修正をいただいております、5,000 ppmの雌の上から4つ目のポツですけれども、ヘモグロビンと赤血球の減少のところ、量という記載があったのですけれども、通例ですと量という記載もないということで、削除の御修正をいただいております。

32ページのマウスの試験で、こちらが発がん性は認められなかったという結果でございます。

33ページの表34-2でございしますが、やはり5,000 ppmの雄の所見で赤血球の量の「量」を削除の御修正をいただいております。

まず33ページの下の方から2世代繁殖試験がございまして、結果は34ページでございしますが、着床数の減少などが認められております。

34ページの下から次のページを御覧いただければと思うのですけれども、ラットの発生毒性試験では、母動物に影響の認められる用量で胎児に小眼球が認められております。また、ウサギでは催奇形性は認められなかったという結果でございます。

35ページの13.遺伝毒性試験は表37に結果がございまして、染色体異常試験において代謝活性化系存在下で陽性の結果が認められておりますが、その他の試験で陰性でございまして、生体において問題となる遺伝毒性はないものと御判断いただいております。

36ページの表38は原体混在物ですとか、代謝物のAmes試験の結果でございしますが、全て陰性という結果でございます。

37ページは食品健康影響評価でございます。25行目に記載がございますけれども、暴露評価対象物質はイソウロン、親化合物のみと設定いただいております。

ADIにつきましては、2年間のラットの併合試験を根拠に御設定いただいております。

急性参照用量ですが、42ページに単回経口投与等により惹起されると考えられる毒性影響の表がございますけれども、このうちイヌとサルで認められた所見がエンドポイントとされまして、設定されております。

御説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、コメントをいただいたところを中心に見ていきたいと思っております。まず、16ページの植物代謝の中で(4)のメヒシバ等ですが、9行目に英文があるのですがこれは単なる英名ということで、削除をしたいという事務局の考えが出ておりました。

もう一つ、25行目からのボックスで與語先生からsmartweedの和名はヤナギタデであるが、その学名があれば正確にわかるので教えてほしいということですが、その結果事務局から学名は「*Polygonum longisetum*」でイヌタデを示すようであるということで、結局これは修正前の名称に変わるのですが、このあたりは與語先生、いかがでしょうか。

○與語専門委員

結論から申しますと、事務局が提案されていたメヒシバ及びイヌタデで、英名の括弧内のところは消去でいいと思っております。

smartweedはいろいろな雑草に当たるので、確かにイヌタデというときもあるのですが、意味としては一般的にはヤナギタデだと思います。ただ、抄録にこの*Polygonum longisetum*という学名が載っていて、それはイヌタデですのでそれでよいと思っております。

○西川座長

ありがとうございます。

そうしますと、事務局案どおりにしたいと思っておりますが、上路先生、よろしいですか。

○上路専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

次は細かい記載整備が18ページの11行目、19ページの10行目に上路先生、與語先生から出ております。これはこれで問題ないと思っております。

25ページはラットの亜急性毒性試験ですが、表19に「核萎縮」という通常見られない所見があったので一応確認していただいたところ「核濃縮」でしたので、そのように修正したいのですが、よろしいですね。

ありがとうございます。

あとは31ページの表31とか、33ページの表34-2にヘモグロビン及び赤血球量の減少とあ

って、赤血球は当然数ですから、この「量」は不適切なので削除という松本先生の御意見が出ておまして、そのように修正したいと思います。

以上ですね。特にほかにはなかったと思いますが、全体を通して何かありましたらお願いいたします。

ないようですので、本日の審議を踏まえまして、イソウロンの1日摂取許容量、ADIにつきましては、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量である1.74 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.017 mg/kg体重/日とし、急性参照用量、ARfDにつきましては、イヌ及びサルを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量である20 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、評価書案を整えまして、食品安全委員会に進めさせていただきます。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願いたします。

それでは、次に農薬イソキサチオンの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料2をお願いいたします。

まず経緯は資料2の3ページで、魚介類の基準値設定に関しまして、2011年に農林水産省から厚生労働省に依頼がございまして、厚生労働省から同年に食品健康影響評価について要請のあったものでございます。評価第三部会で御審議いただいたものでございます。

7ページで、構造は25行目からに示されているものでございまして、有機リン系化合物に属する殺虫剤でございます。

8ページが1. 動物体内運命試験でラットの試験でございますが、表1のとおりのパラメータとなっております。吸収率は少なくとも82.5%と算出されております。

分布につきましては、9ページの上の表2を御覧いただければと思うのですが、腎臓、肝臓、肺などで比較的高い残留が認められております。

9ページの9行目からが代謝でございまして、尿中の主な代謝物としましてはC。全血中ではB、Cなどが認められております。全血中に未変化のイソキサチオン及びイソキサチオンのオクソン体は認められなかったという結果でございます。

10ページは排泄でございますが、主に尿中に排泄されるという結果でございます。排泄は速やかでございました。

11行目から2. 植物体内運命試験でございます。キャベツ、はくさい、いんげんとほかにりんごで試験が実施されております。主な代謝物として、G、Hが10%TARを超えて認め

られております。

10ページからの記載に関しまして御意見をいただいております、11ページの2行目からのボックスでございますが、表の単位が%**TAR**という記載なのですが、%**TRR**ではありませんかということで、上路先生、與語先生から御指摘をいただいております。こちらにつきましても、もとの資料で%**TAR**となっております。なおということなのですが、部会での審議に当たって、%**TRR**への換算ができないかという点についても確認されたのですが、ちょっと難しいということで、%**TAR**のままとなっております。

ただ、情報だけでも、ほぼ100%に近い放射能が回収されているということで、**TRR**の数字は算出されてはいないのですが、こちらの数字をもって評価されたものかと考えられます。

次にコメントいただいた点は14ページの9行目の記載でございますが、土壌結合残留物に変化したというところですが、変化というよりは土壌に結合しただけとか、そういった意味が示されるような修正として認められたと御修正いただいたものかと思われま

す。20行目の「消失」のところにつきまして、與語先生から「推定」ですかという御確認をいただきまして、通常このような半減期が算出されたものについて「推定」と記載させていただいていることもありますので、「推定」と修正させていただいてもよろしいものか、御確認いただければと思います。

16ページの19行目から5. 土壌残留試験で、どのような場所のどのような土を使ったという記載でございます、17ページの2行目まで記載があるのですが、この記載と表12の中の結果のどの土壌かという突き合わせができないと與語先生から御指摘いただきまして、本文中と表中に①とか②とか番号を振ることで見分けができるようにしてみました。御確認いただければと思います。

また、表12の一番下の2行の水田土壌の結果なのですが、まず処理量の記載がなかったということで、追記させていただきました。その御指摘に沿って見直している際に、一番下の行の処理量に誤りがございまして、修正させていただきました。大変申しわけございませんでした。

18ページは6. 作物残留試験でございます。イソキサチオンを分析対象として実施されまして、最大残留値ですが、みかんの果皮の**5.11 mg/kg**が認められております。

9行目から魚介類における最大推定残留量が算出されておまして、最大推定残留量は**0.113 mg/kg**とされております。

18ページから毒性でございます。まず表13の7. 一般薬理試験の結果ですが、**50 mg/kg**体重まで試験が実施されておまして、この範囲では特に経口で影響なしという結果でございます。

19ページは表14のLD<sub>50</sub>ですが、次のページにもございますけれども、ラットで**112～256 mg/kg**体重といった比較的小さい値が出ております。毒性は強めです。



22ページの7行目から急性神経毒性試験が実施されておりました、この試験につきましては、コリンエステラーゼの測定が実施されていないという結果でございました。

13行目の100 mg/kg体重以上という記載なのですけれども、この用量が最高用量でして、以上を削除いただくという修正をいただきました。大変申しわけありませんでした。

23ページの下の方から反復投与の結果がございしますが、コリンエステラーゼ活性阻害などの影響が認められております。コリンエステラーゼ活性阻害のほかは甲状腺に若干影響が出るとか、そういった結果でございします。

27ページの5行目は、今度は25 ppm以上の以上が抜けておりました、大変申しわけございません。修正ありがとうございます。

28ページの下の方から長期の試験でございします。まずイヌの2年の試験がございまして、こちらの試験がADIの設定根拠とされました。

29ページはラットの併合試験と、30ページはマウスの発がん性試験がございしますが、いずれも発がん性は認められなかったという結果でございします。

30ページの下の方から12.生殖発生毒性試験がございします。まず3世代の繁殖試験ですが、繁殖能に対する影響は認められなかったという結果。

31ページ、32ページの発生毒性試験ですけれども、催奇形性は認められなかったという結果でございします。

32ページの4行目からウサギの発生毒性試験がございまして、母動物で体重増加抑制が認められておりますが、こちらはADIの設定根拠となっております。

13.遺伝毒性試験が32ページの13行目からございまして、全ての試験の結果が陰性で、イソキサチオンに遺伝毒性はないものと御判断いただいております。

33ページで、14.その他の試験も実施されておりました、19行目から(2)としてヒトの試験がございまして、こちらの試験の最高用量の0.03 mg/kg体重/日の投与量で特に影響が認められなかったということで、この用量を設定根拠に急性参照用量を設定いただいているところでございします。

34ページは食品健康影響評価でございします。

まず、暴露評価対象物質につきまして、24行目から記載がございしますが、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてイソキサチオン親化合物のみと設定いただいております。

ADIにつきましては、35ページを御覧いただければと思いますが、イヌの2年の慢性毒性試験とウサギの発生毒性試験を根拠に御設定いただいております。急性参照用量につきましては、ヒトの試験を根拠にさせていただいております。

詳細については38ページに単回投与等により生ずると考えられた影響についておまとめいただいているところでございします。

説明は以上になります。お願いいたします。

○西川座長

ありがとうございました。

まず、11ページからです。いんげんに関する主要代謝物の表5ですが、上路先生、與語先生からこれは実は%TARではなくて%TRRではないかという御意見が出ておりました、事務局で確認したところ、やはりこれは%TARで、部会でも%TRRに換算できなかったののでこのような記載にしてあるということですが、上路先生、いかがですか。

○上路専門委員

それで結構です。確認だけしていただければと思います。

○西川座長

與語先生もよろしいですか。

○與語専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

次が14ページに好氣的土壤中運命試験に関して、9行目に土壤結合残留物で変化したというのではなくて、変化したかどうかわからないので「として認められた」という修正案が上路先生から出ております。これは適切な修正かと思えます。

20行目に消失半減期に関して、これまでの記載では推定半減期という記載をしておりましたので、そのように修正したいという事務局の説明だったのですが、與語先生、いかがですか。

○與語専門委員

それをお願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

16ページの土壤残留試験について、文章と次の17ページの表12の記載を照らし合わせるのが難しいということで、事務局から番号を振る等の工夫がされております。

與語先生、この修正でよろしいでしょうか。

○與語専門委員

事務局の修正どおりで結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

あとは、17ページの3行目に代謝物ではなくて分解物という上路先生のコメントと修正案が出ておりました、これも適切であろうと判断します。

17ページの11行目からのボックスに網かけ部分の単位はという與語先生のコメントを受けて、適切に修正したということと、同時に処理量についての誤記もあったのでそれを修正したということです。

與語先生、よろしいですね。

○與語専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

あとは細かいところだけですが、22ページのラットの急性神経毒性試験の13行目では「以上」が余分であったということ。

27ページはマウスの90日試験ですが、5行目で逆にここでは「以上」が抜けているということで、修正をしたということです。

長野先生、どうもありがとうございました。

以上ですね。それ以外には特にコメントをいただいていないと思いますが、全体を通して何かございましたらお願いします。

ないようですので、本日の審議を踏まえまして、本剤のADIにつきましては、イヌを用いた2年間慢性毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量である0.2 mg/kg体重/日を根拠として安全係数100で除した0.002 mg/kg体重/日とし、ARfDにつきましては、ヒトのコリンエステラーゼ活性阻害試験の無毒性量である0.03 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数10で除した0.003 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

評価書（案）を整えまして、食品安全委員会に進めさせていただきます。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、農薬シメコナゾールの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料3をお手元をお願いいたします。

まず経緯は4ページで、今回、第5版関係ということで、御審議いただいたものでございます。

2015年に適用拡大申請に関連いたしまして、農林水産省から厚生労働省へ基準値の設定依頼がございまして、同年に厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請のあったものでございます。評価第四部会で御審議いただきました。

今回は作物残留試験が追加になりまして、そちらの追加と急性参照用量の設定について主に御審議いただきました。

まず、要約について納屋先生からの御意見がございまして、該当の試験を御覧いただいでから御説明させていただければと思います。

11ページ、このものですけれども、28行目からのとおりの構造式のものでございまして、

トリアゾール系の殺菌剤でございます。今回は重版の審議ということで、主にコメントをいただいた点と追加データの点、急性参照用量の御設定に関する点について、説明させていただきます。

15ページはまず13行目ですけれども、永田先生から御追記をいただいております。各代謝物の生成量に大きな性差が認められたという御追記でございます。

また、15行目に文章の適正化かと思いますが一方ではと追記をいただいております。

18ページは胆汁中排泄試験の最後の部分で5行目からですけれども、また、尿及び糞中排泄試験[1.(1)④a.]と比較すると、強い腸肝循環の存在が推定されたと御追記いただいております。

26ページが作物残留試験成績で、国内の試験でキャベツ、しそなどが追加になりました。最大残留値の修正がございまして、最大残留値は7行目からの記載にありますとおり、可食部におけるシメコナゾールの最大残留値はしその葉の21.2 mg/kg、代謝物Bは茶（荒茶）の1.70 mg/kg、代謝物Fにつきましては、ももの果肉と荒茶の0.04 mg/kgという結果でございました。

26ページの28行目からの（4）推定摂取量についても、再度計算がされております。

27ページに7. 一般薬理試験がございまして、表9のとおり、ラット、マウスの経口の結果がございまして、ラットですと320 mg/kg、マウスですと128 mg/kgの用量で抑制性の症状が認められております。

28ページの下の方から29ページ、30ページになりますが、急性毒性試験の結果でございます。まず、経口の結果ですけれども、LD<sub>50</sub>の値が600台から1,000ちょっとぐらいの値となっております。500 mg/kg体重から1,000 mg/kg体重の周辺で死亡例も認められるという結果でございます。

少し飛びまして、37ページから12.生殖発生毒性試験がございまして、2世代繁殖試験でございます。この試験の結果でございますが、38ページの上に表がございまして、小児動物で腎盂拡張が認められておりまして、こちらの所見が急性参照用量の妊婦又は妊娠している可能性のある女性のエンドポイントとして、設定根拠とされております。

この点につきまして、納屋先生から反復投与で混餌で実施されている試験であることと、小児動物で観察される腎盂拡張については、反復投与で認められる可能性が大きいと推定されるという点から、この点を単回投与の影響と判断した部会での議論について、示してくださいというコメントをいただきました。

この点につきましては、部会でも随分御議論いただきまして、この剤につきましては、まずレニン/アンギオテンシン系の循環調節阻害が示唆されるものであるという試験結果がございまして。

具体的には、43ページから44ページにその他の検討試験が実施されておりまして、44ページの②でその点の確認がなされております。

さらに17行目からでございます1世代繁殖試験で妊娠期間0日から20日に投与を行って

た場合に腎盂拡張の誘発が示唆されるという結果が得られておりました、これらの結果を踏まえていただきまして、腎盂拡張はレニン/アンジオテンシン系に影響を及ぼす薬剤を妊娠後期に投与した場合に認められる影響であることが知られているので、この剤についてもこのような影響があったのではないかと御検討いただきまして、ある部分で投与すると起きる反応ではないかということで臨界期の御審議をいただき、急性参照用量のエンドポイントとしていただいたものでございます。

38ページ目の4行目からラットの発生毒性試験がございまして、こちらは母動物の体重減少が認められておりました、こちらが一般の集団のほうの急性参照用量の設定根拠とされております。また、この試験では胎児では骨格変異が認められております。

おめぐりいただいて39ページのウサギの発生毒性試験では、催奇形性は認められなかったという結果でございます。

46ページは食品健康影響評価でございしますが、まず暴露評価対象物質ですけれども、31行目から32行目にありますとおり、暴露評価対象物質につきましては、前版までと同じシメコナゾールのみと御確認いただいております。

47ページに参りまして、ADIも前版までのものと変わらず、ラットの併合試験が根拠の値となっております。

急性参照用量につきましては、51ページと52ページに毒性影響の一覧がございまして、まず一般の集団に関しましては、表32-1のとおり、エンドポイントを御検討いただきまして、この中からラットの発生毒性試験を最小のNOAELということで、根拠にさせていただいております。

また、52ページの表32-2は、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する設定ということで、ラット2世代繁殖試験で認められました腎盂拡張がエンドポイントとして設定いただいたものでございます。

説明は以上になります。

○西川座長

ありがとうございます。

最初は15ページの動物代謝のところですが、13行目に永田先生から追記の御意見が出ております。

第5版で直近の部会では、ここはスルーしてしまったところですが、永田先生、補足をお願いいたします。

○永田専門委員

おっしゃるとおり、あまりコメントをするべきではないかと思ったのですが、表3を見ただくと、やはり尿中での代謝種類は変わらないのですが、硫酸抱合体が雌で非常に高く、雄では硫酸抱合体はごく僅か。ほかの部分も含めて、量的な関係が非常に大きい。前の表1の $T_{1/2}$ を見ると、雌のほうが非常に早いのです。

そのへんも加味すると、この文章は入れるべきかなと判断しまして、ここに追記させて

もらいました。

これは皆さんの御意見をいただきたいと思います。

○西川座長

ありがとうございます。

追記の御意見ですが、よろしいでしょうか。

山添先生、どうぞ。

○山添委員

性差を記載するのは何も問題ないと思いますが、大きいとか小さいとか、相対的なものは要らないかなど。ただ、性差だけです。

○永田専門委員

それは次のところです。すみません。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは「大きな」というところは削除して、追記したいと思います。ありがとうございます。

15ページの26行目に、記載整備の御意見が永田先生から出ております。ありがとうございます。

18ページは胆汁中排泄に関することですが、5行目以下にこれも追記の御意見が出ております。

永田先生、補足説明をお願いします。

○永田専門委員

今、お話ししましたように非常に抱合体が多い。胆汁中に7割ぐらいの代謝物が排泄されているのですけれども、実際に胆汁をとらないで糞中、尿中の代謝物を見ると、尿中は比較的多いのですが胆汁排泄にしまえば尿中はかなり落ちますので、そういうデータが載っていますので、そこは腸肝循環があったというのを書いたほうが正確だと思いますし、抄録の中にも実はその項目が書いてありますので、これは入れていただいたほうがいいかなと思います。

ただし、この「強い」は省いていただいて結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

この部分についても「強い」というところは削除ということで追記してあります。よろしいですね。

ありがとうございました。

あとはほとんどコメントをいただいているのですが、38ページの2行目からのボックスに納屋先生から、ラットの2世代繁殖試験についてコメントが出ております。要するに、児動物に認められた腎盂拡張を急性参照用量のエンドポイントにした根拠を示してください

いということで、事務局から詳しい説明がありました。

納屋先生、御意見をお願いいたします。

○納屋座長代理

10月に開催されました食品安全委員会主催の急性参照用量に関する国際シンポジウムがありまして、そのときに招聘された演者の方がおっしゃったのが、2世代繁殖試験は、基本的に胎児に対しては反復投与の影響が大きいのだというお話を受けた上での質問をさせていただきました。

部会での議論の内容を伺いましたところ、反復投与による影響ではなくて、腎臓に対する感受性が胎齢19日前後ぐらいで最も高いのだという議論を部会でなさって、そういう結果から単回投与ではなくて、臨界期という観点から急性参照用量の対象にしたのだということ。しかも、妊婦さんを対象にしたのだという御説明でしたので、納得させていただきました。

以上です。

○西川座長

ありがとうございます。

これは部会でも相当時間をかけて議論した結果ですので、お認めいただきたいと思います。ありがとうございました。

その他は特になかったかと思いますが、全体を通して何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、本日の審議を踏まえまして、シメコナゾールのADIにつきましては変更なし。

急性参照用量についてですが、一般の集団に対してはラットを用いた発生毒性試験の無毒性量である20 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg体重とし、一方、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対しては、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量である9.00 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.09 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

以上で審議は終了しましたが、今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

評価書（案）を修正させていただきました。食品安全委員会に進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

続きまして、農薬スピロテトラマトの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

資料4をお手元にお願いいたします。

まず経緯は資料4評価書(案)の4ページから5ページを御覧いただければと思います。今回、第3版の関係で御審議いただきました。

適用拡大に関連いたしまして、農林水産省から厚生労働省に基準値設定の依頼がございましたのと、インポートトレランス設定の要請があったものを受けて、2015年に厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請のあったものでございます。評価第一部会で御審議いただきました。

今回、作物残留試験の成績と、亜急性神経毒性試験、免疫毒性試験について追加されました。納屋先生から7ページの要約のところにいただいたコメントを記載させていただいておりますが、該当の試験の部分で説明させていただければと思います。

8ページは構造式でございますが、27行目からのとおりのものでございます。この構造式ですけれども、左側のものは少し薄くて見にくいと御指摘をいただきまして、右のとおり修正させていただきたいと考えております。

9ページで、このものですけれども、環状ケトエノール構造を有する殺虫剤でございます。この剤につきましても、重版ということで、今回、主に御審議いただいた追加データについての部分と、急性参照用量の御審議の内容についてと、あとは今日コメントをいただいている部分について、主に御説明させていただきたいと思います。

まず、11ページは1.動物体内運命試験の分布の表2に関してですけれども、単位がng/gで記載がございました。例えば次の表には、μg/gとして表がございまして、単位が違いますと直接比較がしにくいと御指摘いただきまして、μg/gと通例使っている単位に修正させていただきまして、数字についてもあわせて桁数を整えさせていただきました。

14ページの表7についても同様に修正させていただいております。御確認いただければと思います。

29ページは今回、国内の作物残留試験といたしましてアスパラガス、海外の成績といたしましては未成熟とうもろこしの結果などが追加されております。この最大残留値に関する本文の記載については、特に修正がございませんでした。

スピロトラマトですとか、代謝物M1、M5、M7、M1グルコシドについて、分析されているものでございます。

30ページの8行目からの推定摂取量につきましては、今回の追加の作物残留試験成績の結果などに基づいて修正がされました。

20行目から7.一般薬理試験の結果でございまして、表21は一般薬理試験の結果といたしまして、ラット、マウス、経口で2,000 mg/kg 体重で影響なしという結果でございます。

31ページを御覧いただきまして、表22が下のほうにございますが、やはり経口の結果、2,000 mg/kg 体重で症状ですとか死亡例なしで、LD<sub>50</sub>も2,000超という結果でございます。

32ページの7行目からラットの急性神経毒性試験がございまして、200 mg/kg 体重以上の



投与群の雄で移動運動能の低下が認められまして、無毒性量が100 mg/kg 体重とされております。こちらを根拠に急性参照用量を設定いただいております。

34ページの28行目から（4）90日間亜急性神経毒性試験（ラット）が今回、追加されました。結果はおめくりいただいて35ページのとおりでございますが、亜急性神経毒性は認められなかったという結果でございます。

38ページの2世代繁殖試験につきましては、12行目から13行目と表36にもございますけれども、異常精子の増加という記載がございます。

発生毒性試験が39ページからになりますけれども、ラットの試験、ウサギの試験がございますが、催奇形性は認められなかったという結果でございます。

41ページは12行目から14.その他の試験がございまして、表題についてですけれども、こちらは納屋先生から御指摘いただいております。繁殖毒性の検討ではないのではないですかという御指摘をいただいております。このものですが、修文案といたしまして、精子形成に対する影響と一旦修正させていただいたのですが、一般毒性などで精巣毒性が出ていることもございますので、精巣毒性の検討と修正させていただいてはいかがかと考えますが、御確認、御検討いただければと思います。

あわせて17行目の本文中の記載と、42ページの1行目の表題と、5行目に同様に修正をしてよろしいか御検討いただければと思います。

42ページの16行目からラットの28日間免疫毒性試験ですけれども、こちらは今回、追加されまして、本試験条件下では免疫毒性は認められなかったという結果でございます。

43ページから食品健康影響評価でございます。まず、34行目のラットを用いた2世代繁殖試験において、異常精子の増加が認められたという記載をしていることに関連いたしまして、納屋先生から御意見をいただいております。2世代繁殖試験の結果の項に繁殖能に対する影響について、有無の記載がないということで、その一方でこちらには異常精子の増加が認められたという記載があって、この判断についてわかりにくくなっているという御指摘でございます。

この点につきまして、もう一度38ページの該当の試験の部分、2世代繁殖試験を御覧いただければと思いますが、この試験は6,000 ppmで異常精子の増加が認められておりまして、この試験だけですと1例のみに認められているというものですけれども、41ページの13行目からの試験を御覧いただきますと、用量を1,000 mg/kg体重/日に上げますと、精子の異常について明確な影響が認められるということで、今回、38ページの試験を御評価いただくに当たって、この剤の投与による繁殖能への影響は否定できないのではないかと御審議いただいたものでございます。

一方、納屋先生の御指摘のとおり、16行目からの無毒性量の記載の部分に、繁殖能に対する無毒性量という記載がございまして、この点について御審議の内容から考えますと、繁殖能に対する影響は否定できないと御審議いただいたものですので、その結果を踏まえ、繁殖能に対する無毒性量を追記するような修正をさせていただいてはどうかと今、

考えた次第でございますけれども、この点について御確認いただければと思います。

食品健康影響評価の44ページの記載にお戻りいただきまして、まず暴露評価対象物質ですけれども、6行目から記載がございます。こちらにつきましては、今回、農産物及び畜産物における暴露評価対象物質をスピロテトラマト親化合物のみと御設定いただきました。

この剤に関しまして、暴露評価対象物質について、前版までの判断が代謝物M1、M5、M7、M1のグルコシドを含むとされておりましたが、この判断をした調査会の時期が暴露評価対象物質の設定に関するガイダンスを策定いただく前でございます。ガイダンスに沿って御検討いただきますと、これらの代謝物はラットでも検出されるか、又は毒性が低いということで、再度御検討いただきまして、今回は親のみという判断をいただいたものでございます。

ADIにつきましては変更なしで、急性参照用量につきましては、ラットの急性神経毒性試験を根拠に設定いただいております。

説明は以上になります。

○西川座長

ありがとうございました。

最初が11ページの動物代謝に関する表2と、代謝物のほうですが、14ページの表7について、単位を通常の表記に改めたほうが比較しやすいという永田先生の御意見がありまして、それに基づいて修正したということです。

永田先生、よろしいですね。

○永田専門委員

その前に言いわけっぽいのですが、8ページに構造が不鮮明と書いてしまいましたが、プリントアウトしたものはきれいに見えるので、実はあれはモニターで見たところ、線が見えなかったとか一部が欠けていましたのでこういうコメントをさせていただきました。もとのままで結構だと思います。すみません。それが一つ。

先ほどの御説明がありました11ページの単位の話です。これは非常に代謝が早くて速やかに組織からなくなっているところを勘案すると、むしろこの表記のほうがわかりやすいというのと、私みたいな者が読むとついつい $\mu\text{g}$ と捉えそうなので、単位を統一したほうがいいのではないかとということで、提案させていただきました。

○西川座長

ありがとうございます。

あとはほとんどないのですが、一つは38ページのラットの繁殖試験について、繁殖能に対する影響があるのであれば、その無毒性量を記載したほうがよいという納屋先生の御意見がありました。

まず、納屋先生から補足説明をお願いできますか。

○納屋座長代理

38ページの本文と表36を見ましたところ、繁殖能の指標に対する影響がないように私は

感じたのです。

なので、結論だとか要約のところにはわざわざ特記するのはどうなのかなという疑問を感じたので、部会での議論の内容を教えてくださいという趣旨のコメントを差し上げました。

部会では、最高用量における異常精子の増加は、やはり繁殖能に対する影響のあらわれだという御判断をなさったということでしたので、そうであれば38ページの文章の中に、通常やっているような繁殖能に関する無毒性量を追記したほうがいいだろうなという判断に至っております。

○西川座長

ありがとうございます。

ただいまの御意見に対して、何かございますか。

食品健康影響評価のところでは異常精子の増加が認められたと明記されておりますので、納屋先生の御提案どおりにしたいと思います。よろしいですね。

第一部会のほうで、いいですか。

○上路専門委員

事務局からも御説明いただきましたけれども、納屋先生からの御指摘どおりということで、私どもの担当の先生にも修正案を示して確認していただくということにして、報告していただければと思います。

○西川座長

ありがとうございます。

そうしますと、繁殖能に対する無毒性量は79.5 mg/kg体重/日となりますか。とりあえずそうだと思います。

○堀部課長補佐

雄は1,000 ppmで、雌は何も出ませんので最高用量の6,000 ppmとなると思います。

○西川座長

そうしますと、487ですか。

○堀部課長補佐

雄は1,000 ppmですので70.7と79.5、雌は6,000ppmですので485と540です。

○西川座長

わかりました。

では、そのようにお願いいたします。

どうぞ。

○納屋座長代理

2世代繁殖試験の無毒性量を書くときの、今までの通常の決め事を教えていただきたいのですが、所見が出たその世代におけるドーズで書くのか、最も低いもので書くのか、その決まり事というのがあるのでしたら教えていただけますか。

○横山課長補佐

書き方ですか、判断ですか。

○納屋座長代理

判断です。

○横山課長補佐

雌雄は別々ですけれども、世代はどこかの世代で認められたものについて、世代共通というか、例えばF<sub>1</sub>だけで出た場合もPも同じ用量でというように御判断いただいていたかと思います。

○納屋座長代理

私が思うには、例えばこのケースだと、F<sub>1</sub>の6,000 ppmで影響が出た。だから無毒性量はF<sub>1</sub>の1,000なのかなと単純に考えてしまうのです。そうすると、雄のデータはP世代だと70.7、F<sub>1</sub>世代だったら79.5があるけれども、79.5になるのかなと思うのですけれども、そうはしないのがここのルールなのですね。

その根拠は何なのでしょう。どうやって決めているのだろうかと思って、以前から不思議に思っていたのです。

○堀部課長補佐

私が来たときにはそういうルールになっていたもので、一体何でなのだろうなというのは、私もそういう慣例ですと教えられてきました。

正しいかどうかはともかくとして、我々が今、共通認識として持っているのは、P世代の70.7を投与してきた親から生まれた子供が79コンマいくつなので、そういう意味でいくと、低いほうも含めて考慮するのではないかと学んだというのが、理屈なのか屁理屈なのかは私にはわかりませんが、そういう説明で両方併記をして結論としては一番低いものをとるのだと学んできたつもりです。

ただ、確かに繁殖能に対する無毒性量ととりたてて書くときに、そういう理屈が本当に成立するのかどうかはむしろ専門の先生方の御判断を仰ぐべき事案かと思いますので、もし何か納屋先生に御提案があって、それはこのように見るのだというのであれば、とは思いますが、少なくともそう習ったつもりです。

○納屋座長代理

私の個人的な見解ですと、今回の例だとF<sub>1</sub>世代の1,000 ppmの79.5をとるべきだと思いますが、いずれにしても、部会の御判断を尊重いたしますので、部会の先生方が決めてくださればよいと思います。

○西川座長

そのような取り扱いでよろしいですね。

ありがとうございました。

今の点に関連するところですが、41ページの14.その他の試験で、13行目に精巢の影響に対する検討がしてあります。そのタイトルですが、事務局の最新の提案では雄ラットにおける精巢毒性の検討というタイトルに変更したいということだったのですが、それと関

連して17行目の当初の文言が繁殖毒性のだったのですが、それにかわって、これも精子形成に対する影響にするのか、あるいは精巣毒性にするのか、どちらかですね。

○横山課長補佐

精巣毒性でいかがでしょうか。

○西川座長

精巣毒性の検討という最終的な修正案が出ております。

それについて、納屋先生、いかがですか。

○納屋座長代理

基本的には事務局の御提案で結構なのですが、精巣上体での精子の機能検査をやっているんで、厳密に言うとも精巣並びに精巣上体に対する影響だろうなと思いますけれども、それをひっくるめて総括的に精巣毒性ということでもまとめられたのだろうと思いますので、これで結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○林専門委員

これもルールがあれば教えてほしいのですけれども、これは試験名、試験のタイトルがあるわけですね。その試験名があって、多分海外のものだったら訳されているし、日本のものだったらそのままここに名前が来ていると思うのです。

内容はいいと思うのですけれども、それを今、ここで内容から読み込んで変えてしまうというのは大丈夫なのですか。

○西川座長

内容的には繁殖毒性の検討ではないので、これはやはり改めるべきかと思います。

どうぞ。

○堀部課長補佐

事務局から補足させていただきますと、これまでも抄録のタイトルとしてついていたものを試験の中身を見ていただいて、これはこういう試験だということで、評価書上では変えているケースはございますので、今回が初めての対応ではございません。

座長がおっしゃったように、また今、内容的にはわかるとおっしゃったので、林先生も御理解いただいているのですけれども、納屋先生の御指摘からいくと、これは例えば **mating** させた試験でないので繁殖能を見たものではなくて、あくまでも雄側に着目したものだと思いますので、従前のやり方に従って、より試験の中身がわかるようにまとめるということ自体は、事務局的には不自然なものだとは思いません。

○林専門委員

一つ気になったのは、要するに、そのひもづけのところだけで、これが後で戻るときにそのへんのタイトルで混乱が生じないかなという懸念を持ったので、質問させていただき

ました。

○堀部課長補佐

運よくと申し上げるとちょっと語弊がありますが、今回は参照資料の番号でタグづけができますので、参考資料のほうに全て試験名が後ろに載っておりますので、今回は運よくタグづけできると思います。

○西川座長

ありがとうございました。

それと同様に、42ページの代謝物M1についても同様に、タイトルと当該箇所については修正をしたいと思います。よろしいですね。

ありがとうございました。

全体を通して何かございましたらお願いします。

ないようですので、本日の審議を踏まえまして、スピロトラマトのADIにつきましては変更なし。

ARfDにつきましては、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である100 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

以上で本剤の審議は終了しましたが、今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

先ほどの2世代繁殖試験の記載ぶりにつきましては、部会の御担当の先生にまず御確認いただきまして、問題ないというお返事がいただけるようでしたら、食品安全委員会に進めさせていただきつつ、部会の先生方には次の第一部会の開催の際に事情を御報告させていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

○西川座長

第一部会の上路先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に進みたいと思います。次は農薬ピリオフェノンの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料5をお願いいたします。経緯は資料5の3ページで、今回、第2版の御審議をいただきました。

2015年に適用拡大申請に関連いたしまして、農林水産省から厚生労働省へ基準値設定依頼がございまして、同年に厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請のあったものでございます。第四部会で評価いただきました。

今回は、作物残留試験成績が追加されました。

8ページ、このものの構造は29行目から記載のあるものでございまして、9ページの7. 開発の経緯にございますが、ベンゾイルピリジン系の化合物に属する殺菌剤でございます。

本剤も重版でございますので、追加データの部分と主に急性参照用量について御審議いただいた部分について、御審議いただいた部分について御説明させていただきます。

まず21ページは、今回、作物残留試験成績といたしまして、ピーマン、かぼちゃ、ぶどうなどのデータが提出されまして、最大残留値でございますが、可食部における最大残留値はぶどうで認められた1.62 mg/kgと修正をいただいております。

22ページの推定摂取量につきましても、新たなデータに基づき再計算されております。毒性でございますが7. 一般薬理試験の表14にございますとおり、経口投与の試験ですと、一般毒性などにつきましては2,000 mg/kg体重でも影響なしという結果が得られております。

23ページは経口投与によるLD<sub>50</sub>ですけれども、2,000 mg/kg体重超という結果でございます。

また、23ページの7行目から急性神経毒性試験の結果がございまして、最高用量の2,000 mg/kg体重でも影響なしという結果で、急性神経毒性なしと評価いただいております。

ほかに、単回投与等により生じると思われる影響については、特段ないという御判断をいただいております。32ページに発生毒性試験がございまして、ラット、ウサギとも催奇形性なしという御判断がされている剤でございます。

36ページは食品健康影響評価でございますが、暴露評価対象物質につきまして、28行目から記載がございまして、ピリオフェノン親化合物のみと設定されておまして、初版の判断のとおりということで、御確認いただいております。

ADIにつきましても、37ページにございまして、初版からの変更なくラットの発がん性試験を根拠に御設定いただいております。

急性参照用量につきましては、設定の必要なしという判断がされたものでございます。説明は以上になります。

○西川座長

ありがとうございます。

全くコメントをいただいておりますので、特に何か御意見があればお願いいたします。急性参照用量につきましては、毒性が非常に弱いということで、設定しないということになるかと思えます。よろしいですね。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議を踏まえましてというよりも、あまり審議はなかったのですが、本剤のADIにつきましては変更なし。

ARfDにつきましては、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、設定は必要なしとすることで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、本剤の審議は終了したのですが、事務局から今後の進め方について、説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

評価書案を整えまして、食品安全委員会に進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくをお願いいたします。

続けて事務局からお願いいたします。

○堀部課長補佐

幹事会定例でございますので、資料7に基づきまして、食品安全委員会での審議等の状況について、御報告させていただきます。

前回の幹事会以降でございますが、11月24日第585回食品安全委員会におきまして、2剤についての意見聴取を受けております。今後、評価をお願いすることになります。よろしくをお願いいたします。

また、12月8日第587回委員会におきましては、幹事会で挙げていただきました3剤について、国民からの意見情報の募集の手続に入らせていただいております。

パブコメ終了は年明けでございますので、その後また必要に応じて御審議いただくことになろうかと思っております。

さらに、ここには記載していませんのでけれども、その前にパブリックコメントにかけていた7剤がございますが、こちらはパブリックコメントの期間が終了いたしました。

近々食品安全委員会に報告すべく、事務局で準備を進めているところでございます。

この資料については、以上でございます。

○西川座長

続けてお願いいたします。

○堀部課長補佐

それでは、続けさせていただきます。

まず、最後に日程でございます。今後の幹事会でございますが、本日で年内の幹事会は最後でございます。1年間どうもお世話になりました。ありがとうございました。

ありがとうございましたと言いながら次の幹事会が年明けでとても早いので、言い出しづらいのですが、次回幹事会は1月14日木曜日でございます。

年末年始を挟みますので、審議をお願いする剤の評価書につきましては、年内できるだけ早いうちにお届けできるようにいたしますので、いつ仕事をさせていただくかは先生方にお任せいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

各部会を部会順に申し上げます。

一つの部会を除いては年内全て終了しております。次回の評価第一部会は2月3日水曜日でございます。



評価第二部会は1月22日金曜日でございます。

評価第三部会でございますが、来週21日月曜日でございます。年内最後よろしくお願いたします。

評価第四部会でございますが、1月20日水曜日でございます。

それぞれ、どうぞよろしくお願いたします。

なお、大変恐縮でございますが、この後少し農薬グリホサートの評価の方向性について、専門委員の先生方と親委員の先生方、事務局で意見交換をさせていただければと思っております。

今後どうしても評価をしなければならないので、少しどうしようということ、座長、座長代理と御相談しましたところ、事務局の案を説明して皆さんに意見をいただいたほうがいいのかという御提案をいただきました。

急な話で本当に申しわけございません。せっかくもう終わったと思っただけなのに本当に申しわけないのですが、10分ほど休憩をとらせていただきますので、もうしばらく御議論いただければと思います。

傍聴の皆様方、申しわけございませんが、この後は非公開での会合とさせていただきたいと思っておりますので、会合が終わりましたら速やかに御退席いただきますよう御協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○西川座長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等ございましたら、お願いします。

ないようでしたら、その他事務局から連絡事項等はございますか。

○堀部課長補佐

連絡事項を一緒にしてしまったので、これ以上ございません。

○西川座長

そうしますと、これで本日の議事は終了いたしました。

以上をもちまして、第130回農薬専門調査会幹事会を閉会いたします。

1年間どうもありがとうございました。